

(各教育事務所長経由)

2 教高第 4 1 3 号

令和 2 年 6 月 1 8 日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長

(公 印 省 略)

「感染リスクが高い学習活動」について (依頼)

このことについては、令和 2 年 5 月 1 5 日付け 2 教健第 1 7 5 号により通知した「学校再開に当たっての教育活動のあり方に関する指針」(以下「指針」という。)において、「指針」3 (2)に掲げる「感染リスクが高い学習活動」(この活動を部活動において実施する場合を含む。)については当面の間とりやめ、学校再開後 1 か月後の開始を目途に改めて通知することとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の本県における感染状況の推移を踏まえ、県立学校については、別紙写しのとおり、6 月 1 9 日 (金) から「感染リスクが高い学習活動」の再開を可能とすることとしました。

つきましては、貴所属の幼稚園長、小・中・義務教育学校長及び特別支援学校長へ周知くださるようお願いいたします。

(問合せ先	義務教育課	主幹	西牧	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 3 2)
(高校教育課	主幹	箱崎	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 9)
(特別支援教育課	主幹	赤坂	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 9)
(健康教育課	主幹	佐藤	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7)



各県立学校長 様

教 育 長

「感染リスクが高い学習活動」について（通知）

このことについては、令和 2 年 5 月 1 5 日付け 2 教健第 1 7 5 号により通知した「学校再開に当たっての教育活動のあり方に関する指針」（以下「指針」という。）において、「指針」3（2）に掲げる「感染リスクが高い学習活動」（この活動を部活動において実施する場合を含む。）については当面の間とりやめ、学校再開後 1 か月後の開始を目途に改めて通知することとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の本県における感染状況の推移を踏まえ、6 月 1 9 日（金）から「感染リスクが高い学習活動」（令和 2 年 6 月 1 8 日付け 2 教健第 3 0 4 号により通知した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（以下「マニュアル」という。）第 3 章に掲げる活動を含む。）の再開を可能とします。

「感染リスクが高い学習活動」を実施するに当たっては、「指針」及び「マニュアル」を踏まえ、下記の感染症対策を徹底し、感染リスクの低減を図ってください。

また、「マニュアル」で規定する感染レベルが、本県内の今後の感染状況の変化により現在のレベル 1 からレベル 2 以上に上がる際には、改めてお知らせしますが、その場合「感染リスクが高い学習活動」は停止してください。

なお、修学旅行など宿泊を伴う学校行事を実施する際に特に留意すべき事項については、おって通知します。

この内容については、県の保健福祉部と情報を共有しておりますことを申し添えます。

記

1 児童生徒への指導

児童生徒が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料（文部科学省 HP 掲載）等を活用して感染症対策に関する指導をより丁寧に行うこと。

2 基本的な感染症対策

感染症対策の 3 つのポイントを踏まえ、取組をさらに徹底すること。

(1) 感染源を絶つこと

発熱等の風邪の症状がある場合には登校しないことの徹底、登校時の健康状態の把握、登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合に帰宅させる等の対応を徹底する。

(2) 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染又は接触感染で感染することから、手洗い、咳エチケット及び消毒を徹底する。

(3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導を徹底する。

3 「3つの密」の回避

「換気の悪い密閉空間（密閉）」、「多数が集まる密集場所（密集）」、「間近で会話や発声をする密接場面（密接）」という3つの条件（3つの密）が同時に重なる場を避け、3つの密が重ならない場合でも可能な限り「密」を回避する。

4 具体的な活動場面における感染症対策

各教科等や部活動において、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っただけの発声」について、可能なものは避ける、一定の距離を保つ、同じ方向を向く、回数や時間を絞るなど、可能な範囲で工夫して実施する。（「マニュアル」第3章参照。）

5 重症化リスクの高い児童生徒への対応

医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒、特別支援学校等における障がいのある児童生徒への対応を適切に行う。

6 教職員の感染症対策

教職員についても児童生徒と同様、感染症対策に取り組む。

【参考】

- 「指針」3（2）に掲げる「感染リスクが高い学習活動」
 - ・ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
 - ・ 家庭科における調理などの実習
 - ・ 体育科・保健体育科における生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
 - ・ 生徒が密集して長時間活動するグループ学習
 - ・ 運動会や文化祭、学習発表会など生徒が密集して長時間活動する学校行事
 - ・ 他の都道府県等に移動する校外学習や宿泊を伴う学校行事
- 「マニュアル」第3章に掲げる「感染のリスクが高い学習活動」
 - ・ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ・ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

（問合せ先 高校教育課 主幹 箱崎 電話 024-521-7769）

（ 特別支援教育課 主幹 赤坂 電話 024-521-7779）

（ 健康教育課 主幹 佐藤 電話 024-521-7777）